

同朋会在宅介護支援センターで行う介護支援事業 および居宅介護支援事業の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 同朋会が開設する同朋会在宅介護支援センターが山縣市地域包括支援センターとの委託契約において行う介護支援事業、および介護保険事業として行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等にたいし、適正な介護支援および介護支援業務を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 同朋会在宅介護支援センターが行う介護支援事業および居宅介護支援事業の運営について管理者並びに従業者は、次の運営指針に従い業務を遂行する。

1. 介護支援事業および居宅介護支援事業は、被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しておこなわれること
2. 介護支援事業および居宅介護支援事業は、被保険者の要介護認定等に関わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認しその支援も行う。
3. 介護支援事業及び居宅介護支援事業は、被保険者の選択により、身体状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護サービス計画を提供されるよう配慮し努める。
4. 居宅介護支援事業において関係市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行う。
5. 介護支援事業および居宅介護支援事業は、利用者の意思および人権を尊重し常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないように公平、中立に行う
6. 介護支援事業および居宅介護支援事業は、運営基準に沿って事業を行うとともに、特定事業所に集中したサービスを提供することなく、いずれについても減算適用を受けることのないよう確実に業務を遂行していく

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 同朋会在宅介護支援センター
2. 所在地 山縣市大桑3615番地1

(従業員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業に勤務する職種、員数、及び職務内容は以下の通りにする。

1. 管理者(主任介護支援専門員) 1名(常勤兼務)
 - (1) 管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。
2. 介護支援専門員 4名(常勤専従3名・常勤兼務1名)
 - (1) 第2条の運営指針を遵守し、介護支援業務にあたるものとする。
 - (2) 介護サービス計画利用者35名及び介護予防計画利用者8名(もしくは介護サービス計画者の場合は4名)またはその端数を増すごとに1名を基準とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次の通りにする。

1. 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防事業および居宅介護支援事業の提供方法)

第6条 介護支援事業および居宅介護支援事業の提供方法については、次の通りとする。

1. 事業の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時または利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
2. 事業は、被保険者の要介護認定等の確認および申請の代行、さらに関係市町村の委託による要介護認定等の調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。また、要介護認定を受けたものから、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分および有効期間を確認する。
3. 要介護認定等における関係市町村の委託調査については、認定の留意事項に精通し、住民に公平、中立で正確な調査を行う。
4. 事業者は関係市町村内の被保険者から介護等を有する者の早期発見に努め、要介護認定等の申請が行われているかを確認し、行われていない場合は被保険者の意思を

踏まえて速やかに当該申請が行われるように支援する。

5. 要介護認定の更新申請についても、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。
6. 介護支援事業ならびに居宅介護支援事業では要介護認定者等の介護予防計画および居宅サービス計画の作成について、被保険者と家族の意見を尊重して、医療保健サービス並びに福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、一体的、効率的な介護予防計画ならびに居宅サービス計画を作成し、被保険者の承認を得て、サービス提供の手続きを行う。介護予防計画については計画作成や実行に当たり委託先である山県市地域包括支援センターとの連携を密に図っていく。
7. 事業者は正当な理由なく事業に提供を拒否してはならない。
8. 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する事とする
 - (1) 介護保険法第24条第2項に規定する介護保険給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
 - (2) 偽りやその他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(介護予防および居宅介護支援の内容)

第7条 介護予防計画および居宅介護支援の内容は次の通りとする。

1. 介護予防計画および居宅サービス計画の作成
 - (3) 管理者は介護支援専門員に介護予防計画および居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 利用者に対する情報提供
 - (3) 介護予防計画および居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料金の状況を提供し、利用者がサービスの選択をできるように配慮する。
3. 24時間常時連絡できる体制の整備
 - (1) 介護支援専門員は各々携帯電話を常備し、24時間連絡できる体制を整備する。
4. 利用者の実態把握
 - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を同朋会アセスメント表を用いて行い、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営む事ができるような解決すべき課題を把握しなければならない。

5. 介護予防計画および居宅サービス計画の原案作成

- (3) 介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者について、把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防計画および居宅サービス計画の原案を作成する。

6. サービス担当者会議の開催

- (3) 介護支援専門員は、介護予防計画および居宅サービス計画については利用者宅および関係事業所等にて、本人、家族や計画の原案に位置づいたサービス担当者に対し会議の招集、実施、照会等を行うことにより、介護予防計画および居宅サービス計画の原案内容について、本人や家族の意向の確認及び、専門的な見地から意見を求めるものとする。

7. 利用者の同意

- (3) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ることとする。
- (3) 介護予防計画については山口市地域包括支援センターからの委託契約において計画を作成していくことを伝える。

8. サービス実施状況の継続的な把握、評価

- (3) 介護支援専門員は、介護予防計画および居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、介護予防計画については3ヶ月に1度程度、居宅サービス計画については最低1ヶ月に1回の頻度で居宅を訪問する事とする。
そして、必要に応じて適時、利用者の課題把握をおこなうとともに、介護予防計画および居宅サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者および指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

9. 苦情を処理する為に講じる措置の概要

- (1) 居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は担当介護支援専門員もしくは事業所にいるサービス提供責任者、もしくは下記窓口まで申し出頂く。
担当介護支援専門員⇒サービス提供責任者⇒副施設長⇒施設長と情報共有を図ると共に、内容により業務主任等との事実確認や情報共有、連携対応を図る事とする。

担当介護支援専門員もしくはサービス提供責任者が得た情報に関しては、相談表に記載して。苦情対応ファイルに閉じておく事とする。

- (2) 総合的にみて大きな問題のある苦情に関しては、「社会福祉法人同朋会 サービス点検調整委員会」に報告することとする。

「社会福祉法人同朋会 サービス点検調整委員会」
委員長 河合 良房 (河合法律事務所 弁護士)
場 所 岐阜県山県市藤倉84 伊自良苑ふれあいホーム1F
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電 話 0581-36-0050

「社会福祉法人同朋会 サービス点検調整委員会」として、意見箱を各事業所に設置しており、投函頂いても受理、時日確認し、苦情申立者にその返答されることとなります。

- (3) その他下記の行政機関その他苦情受付機関があることも情報提供することとする。

山県市役所健康介護課 所在地 山県市高木1000-1
電話番号 0581-22-6838
受付時間 月曜日～金曜日
8時30分～17時30分

国民健康保険団体連合会 所在地 岐阜市下奈良 県シンクタンク内
電話番号 058-275-9820
受付時間 月曜日～金曜日
8時30分～17時30分

岐阜県社会福祉協議会 所在地 岐阜市下奈良2-2-1
県福祉会館内
電話番号 058-273-1111
受付時間 月曜日～金曜日
8時30分～17時30分

10・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項等に関わる伝達等を目的とした同朋会在宅介護支援センターにおける会議の開催

- (1) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項等に関わる伝達等を目的とした同朋会在宅介護支援センターにおける会議を週1回原則として木曜日に開催する。

11. 介護保険施設の紹介等

- (3) 介護支援専門員は、介護サービス計画利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保健施設の入所等を希望する場合にあっては、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (3) 介護支援専門員は、介護保健施設から退所等しようとする要介護者から依頼が場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等、必要な援助を行う。

(利用料・その他の費用)

第8条 介護支援事業および居宅介護支援事業の利用料、その他の費用については以下の通りにする。

- (1) 介護支援事業については山縣市地域包括支援センターとの委託契約に基づいて介護予防計画作成費の請求を行う。
- (2) 居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは無料とする。
- (3) 通常の事業実施区域を越えての利用者からの申請があった場合の交通費については、利用者の同意を得て、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収することとする。
事業実施地域を越したところから、片道の距離1Kmあたり100円

(通常の事業実施地域)

第9条 同朋会在宅介護支援センターの通常の実施区域は山縣市、岐阜市長良川以北とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 事業者は毎月関係市町村に対し居宅サービス計画、その他実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 11 条 介護支援事業および居宅介護支援事業に従事する介護支援専門員や、その役職者は正当な理由なくその事実上知り得た利用者及び家族の秘密等をもらしてはならない。また、その必要な措置を講ずることとする。

(1) 従業員であった者に業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

第 12 条 同朋会在宅介護支援センターは、従業員の資質向上を図るための研修の機会を確保することとする。

第 13 条 介護支援事業および居宅介護支援事業の会計は、他の会計と区別し、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を会計単位とする。

第 14 条 介護支援事業および居宅介護支援事業の運営規定の概要、管理者（主任介護支援専門員）、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

第 15 条 管理者(主任介護支援専門員)、介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要したり、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならない。

第 16 条 介護支援事業および居宅介護支援事業においては、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、介護予防計画および居宅サービス計画、サービス担当者会議、介護予防及び居宅介護支援に関する記録整備については、完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 17 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人同朋会と指定居宅介護支援事業の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

この規程については平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

変更の規程については平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

変更の規程については平成 25 年 7 月 1 日から施行する。